

改正労働契約法は来年4月からの全面施行が決まりました

厚生労働相の諮問機関・労働政策審議会の分科会は10日、パートや派遣社員など有期契約労働者の雇用安定を狙った改正労働契約法の施行日を来年4月1日と決めました。

今年8月に公布された改正法は、同じ職場で5年を超えて働いた場合、本人の希望に応じて無期限の雇用へ転換できるとしたほか、無期と有期との待遇に不合理な格差を設けてはならないとしております。

(朝日新聞)

7 13版

2012年(平成24年)10月11日

木曜日

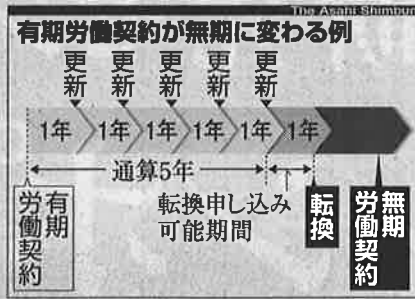
享年

有期5年で無期可能に 改正労働契約法 4月施行

雇用期間が決まっている有期労働契約が無期に変わる新しいルールを盛り込んだ改正労働契約法が来年4月1日に施行される。有期労働契約が繰り返し更新されて通算期間が5年を超えた場合、労働者に無期契約への変更を申し込む権利が与えられる。

労働政策審議会(厚生労働相の諮問機関)が10日、改正労働契約法の施行期日を来年4月1日にすることを承認した。この日以降に結ばれた有期労働契約が対象になる。

厚労省によると、パートや契約社員など有期労働契約で働く労働者は全国に約1200万人。このうち約3割は何度も契約が更新されて通算期間が5年を超えて働いている。今回の改正



は、契約が更新されない「雇い止め」の不安を解消することが狙いだ。

無期に変わるには、労働者が申し込む必要がある。申し込みをせずに契約を更新した場合も、その間は申し込む権利がある。ただし、無期になっても正社員などとは限らない。賃金などの労働条件は、就業規則などの定めがない限り、有期の時と同じだ。

同時に契約と契約の間に6カ月以上(契約期間が1年未満ならその期間の2分の1以上)の空白期間がある場合は、通算期間がゼロとみなせる仕組みもつくれた。

来年4月1日からは、有期であることを理由とした不合理な労働条件も禁止される。職務の内容や責任に大きな違いがないのに、賃金や通勤手当を正社員と差別することは違法になる。

改正法には、契約が続くと期待できる場合などに、合理的な理由がなければ会社側は契約更新を拒否できない「雇い止め法理」も盛り込まれている。こちらは改正法が公布された8月10日に施行された。

(石山英明)